

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

令和 7年 7月 1日

特別養護老人ホーム高砂荘新館

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宇都宮市指定 第0970106530)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	8
7. 残置物引取人.....	10
8. 苦情の受付について.....	10
9. 第三者による評価の実施状況	10
10. 緊急時の対応	11
11. 非常災害対策	11
12. 感染症対策（感染症対策指針による）	11
13. 事故防止対策（事故防止指針による）	11
14. 虐待防止対策（虐待防止指針による）	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 飯田福祉会
- (2) 法人所在地 栃木県宇都宮市平出町1510-1
- (3) 電話番号 028-663-2520
- (4) 代表者氏名 理事長 浜野 修
- (5) 設立年月 昭和57年11月30日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成26年4月1日指定
- (2) 施設の目的 入居者ひとり一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービス提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目的とする
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム高砂荘新館
- (4) 施設の所在地 栃木県宇都宮市平出町1510-1
- (5) 電話番号 028-663-5506
- (6) 新館施設長氏名 齋藤 宏彰
- (7) 管理者 北村 栄喜
- (8) 当施設の運営方針 飯田福祉会は、地域に根ざし、開かれた施設として、介護を必要とする高齢者やその家族等に対し総合的の老人福祉サービスのステーションを目指します。
- (9) 入所定員 ユニット型 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

新館（ユニット型）では、入居される居室は、個室です。（10人単位のユニット）

居室・設備の種類	室数	備考
居室 全室1人部屋	50室	1ユニット10室×5ユニット 1階 古賀志山 八幡山 2階 女峰山 白根山 男体山
多目的ホール	1室	鬼怒ホール
浴室	6室	各ユニットに一般浴室（合計5室） 特殊浴室ストレッチャー型（1室）
医務室	1室	診療所（高橋消化器内科糖尿病内科）

☆居室の変更：ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤換算よる人数
1. 管理者	1名
2. 介護職員	17名以上
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	2名以上
5. 医師	1名（非常勤）
6. 管理栄養士	1名
7. 栄養士	1名以上
8. 訓練指導員	1名
9. 介護支援専門員	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月・木曜日を基準とする
2. 介護職員	最低配置人員 早朝： 2名 日勤： 3名 遅番： 2名 夜勤： 3名
3. 看護職員	最低配置人員 日勤： 1名 *夜間当番で、自宅待機体制をとり急変に備えます。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、住居費、食費を除き、区市町村の介護保険負担割合証に基づく本人負担分以外は介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事に関する栄養管理

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。但し、朝食は、身体の状態によって、居室での食事となります。

（食事時間）

朝食：7:30～9:30 昼食：12:00～14:00 夕食：18:00～20:00

③入浴

- ・入浴は、週2回提供します。入浴ができないときには清拭（体調をみて）にて対応します。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他の支援

- ・清潔で快適な生活が送れるよう援助します。
（施設内で可能な洗濯・寝具交換・居室内清掃等）
- ・ご契約者やご家族に対して生活・介護・環境等の相談等を行いません。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

高砂荘新館(1日当たり)

(単価10,27円)

1. ご契約者の要介護度によるサービス利用料	要介護度1 670単位	要介護度2 740単位	要介護度3 815単位	要介護度4 886単位	要介護度5 955単位
2. 看護体制加算(I)	6単位				
3. 日常生活継続支援加算	46単位				
4. 福祉・介護職員等処遇改善加算	利用料+各種加算の合計単位の14%分				
7. 居室に係る標準自己負担額	2,200円				
8. 食事に係る自己負担額	1,445円(朝食366円・昼食556円・夕食523円)				

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ その他、加算となる介護保険法に基づいて定められた介護報酬の自己負担分の額。

初期加算(1日)	新規入所日から30日間加算	30単位
入院・外泊時加算(1日)	入院・外泊当日及び帰荘日を除く6日間	246単位
看取り介護加算(I)	死亡日以前4日～30日(27日間)	144単位
	死亡日の前日または前々日(2日間)	680単位
	死亡日	1280単位
安全対策体制加 (入所日のみ算定)	入所日のみ1日加算	20単位

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に1回、出張によるサービス

利用料金：1回あたり2300円（理容店等へ支払）

②貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。（管理料：800円/月）

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長（通帳・証券・証書）・事務長（印鑑）

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、施設長へ申し出て、引き下ろし簿を作成していただきます。
- ・施設長は通帳を添えて、事務長に提出
- ・事務長は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・引き下ろし後は、手順を逆に添って契約者へ渡します。
- ・施設長は出入金記録を作成し、ご契約者へ確認印いただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：内容によって、材料代等の実費をいただくことがあります。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤個人使用電気代

居室に個人使用の電気製品を持ち込む場合は、1台につき500円/月をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から
現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金
：介護度に応じた利用料全額

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日まで
に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する
利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
足利銀行 宇都宮東支店 普通預金2521417
社会福祉法人 飯田福祉会
特別養護老人ホーム高砂荘
理事長 浜野 修

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関の協力を得て診療
や入院治療を受けることができますようにします。（但し、下記医療機関での優先的な診療
を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもあり
ません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 一心会 高橋消化器内科糖尿病内科
所在地	宇都宮市野沢町45-14
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	長谷川歯科医院
所在地	宇都宮市下平出町899-10

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援・要介護1・要介護2のいずれかと判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、催告にもかかわらず3か月間これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が他施設もしくは病院等に入所、入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について (契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり246単位）

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3か月未満以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険負担割合証に基づき料金の一部をご負担いただくものです。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所又は介護老人施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険負担割合証に基づいて費用の一部をご負担いただきます。

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔次長〕 北村 栄喜 〔リスクマネージャー〕 高橋 広宣

〔第三者委員〕 黒後一男 電話番号028-661-0206

（2）行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市役所高齢福祉課 介護相談窓口	所在地 宇都宮市旭1-1-5 電話番号 028-632-2906 受付時間 月曜から金曜 午前8時30分から午後7時
国民健康保険団体連合会 介護福祉介護サービス担当	所在地 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階 栃木県国民健康保険団体連合会 電話番号 028-643-2220 FAX 028-643-5411 受付時間 月曜から金曜 午前8時30分から午後5時
栃木県運営適正化委員会 (栃木県社会福祉協議会)	住所 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電話番号 028-622-2941 FAX 028-622-2316 相談時間 月曜から金曜 午前9時から午後4時

9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日 年 月 日
		評価機関名称
		結果の開示
	2 なし	

1 1. 緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡するなど、必要な処置を講ずるほか、指定の連絡先へ速やかに連絡致します。

1 2. 非常災害対策

基準の通り設備を備えています。

災害時の対応	消防計画による
防災設備	・消火器 ・スプリンクラー設備 ・自動火災報知機 ・非常警報設備 ・誘導灯 ・火災通報装置
防災訓練	消防計画により、年2回実施
防火管理者	高橋 廣宜

※防火管理者により災害時の対応を徹底し、年2回の避難訓練を実施します。
うち1回は夜間を想定して行います。

1 3. 感染症対策(感染症対策指針による)

個別対応、個別支援に取り組んでいますが、集団生活の観点も考慮し、個人の健康管理に気を配ります。予防接種をお願いすることや風邪症状がある場合は居室対応にさせて頂くこともあります。また、地域的な流行と施設内での発症に対応して、面会を制限させて頂くこともあります。

1 4. 事故防止対策(事故防止指針による)

職員にリスク管理に関する研修を行い。また、事故の原因分析と対策を検討し事故を未然に防ぐ努力をしています。

【起こり得る事故】

規定通りの職員を配置し、事故を未然に防ぐ努力をしています。防ぎきれない事故(転倒や転落、利用者同士の接触等)があることをご理解くださるようお願いいたします。

1 5. 虐待防止対策(虐待防止指針による)

利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、虐待防止に関する研修を行っています。

利用者及びその家族からの苦情や相談に対応し順次改善をしています。

16. <重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 2, 154 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホーム高砂荘 定員50名

[短期入所生活介護] 飯田福祉会高砂荘 定員 3名

[通所介護] 飯田福祉会高砂荘 定員25名

[居宅介護支援事業] 飯田福祉会高砂荘

(4) 併設事業以外の事業

[通所介護] 飯田福祉会ことぶき 定員20名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員 … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員 … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

医師 … ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名以上の医師を配置しています。

介護支援専門員 … ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

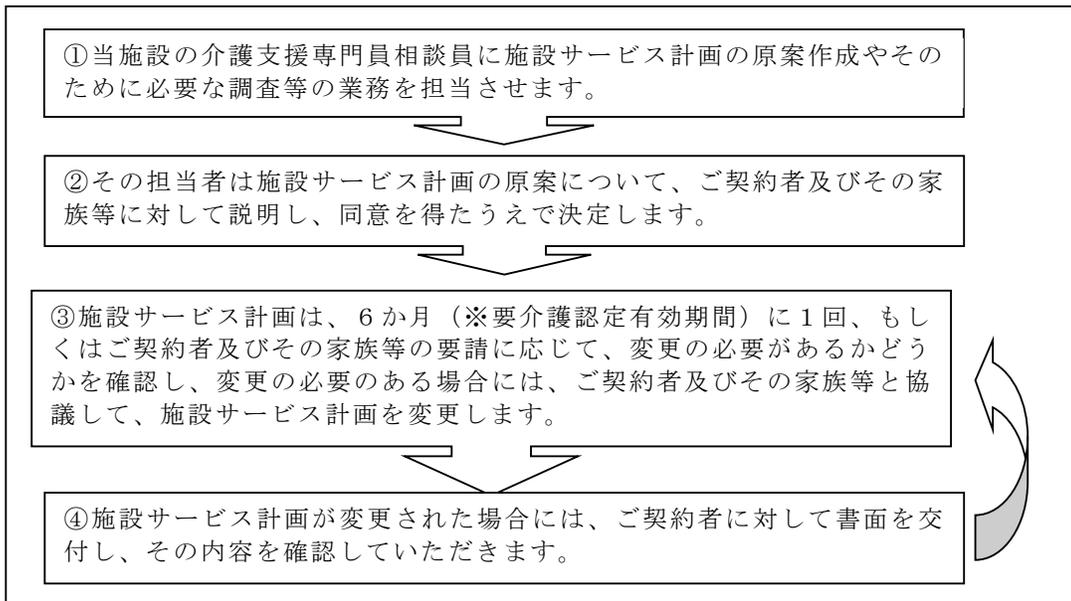
機能訓練指導員 … ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のものは持ち込むことができません。

危険物等

(2) 面会

午前 9:30 ～ 11:30、午後 13:00 ～ 17:00 の間の 15 分間

来訪者は、必ず面会用紙にご記入下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第 2 1 条参照）

外泊期間中、1 日につき 2 4 6 単位（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日の朝までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設敷地内では、喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 1 0 条、第 1 1 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。